

届出対象行為 景観計画区域内(※1)・高野山地区(※2)		
対象行為	行為の種類	対象とする範囲
建築物	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第1号)	高さ 10mを超える、又は延べ面積 500㎡を超える建築物
工作物	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第2号)	高さ 10mを超える、又は水平投影面積 500㎡を超える工作物
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更 (法第16条第1項第3号)	高さ 2.0mを超える切土又は高さ 2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が 1000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (法第16条第1項第4号)		高さ 2.0mを超えるもの、又は当該行為に係る部分の水平投影面積が 1000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (法第16条第1項第4号)		高さ 2.0mを超える切土又は高さ 2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が 1000㎡を超えるもの
高野山地区(※2) 建築物の建築や工作物の建設の行為面積が 10㎡を超えるものは、届出が必要です。 届出勧告制度が基本ですが、変更命令や原状回復の対象となることがあります。		

認定対象行為 景観地区(※3)・準景観地区(※4)		
対象行為	行為の種類	対象とする範囲
建築物	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第63条第1項)	景観地区、準景観地区の区域内全域で行う左記すべての行為
工作物	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第72条第1項)	景観地区、準景観地区の区域内全域で行う左記すべての行為 (高さについては、適合義務)

許可対象行為 景観地区(※3)・準景観地区(※4)		
対象行為	行為の種類	対象とする範囲
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更 (法第73条第1項)	高さ 2.0mを超える切土又は高さ 2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が 500㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (法第73条第1項)		物件の高さが 2.0mを超えるもの、又は、当該行為に係る部分の水平投影面積が 500㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (法第73条第1項)		高さ 2.0mを超える切土又は高さ 2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が 500㎡を超えるもの